

平成 21 年 7 月 3 日

各位

株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ証券株式会社

みずほコーポレート銀行とみずほ証券の営業部門の職員の兼職開始について

株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券株式会社は、本日より、両社の営業部門の一部につき、職員の兼職を開始しました。本件は、本年 6 月 1 日施行の金融商品取引法等の一部改正により、銀行と証券会社の役職員の兼職が解禁されたことに伴い、可能となったものです。

みずほコーポレート銀行コーポレートバンキングユニット内の二つの営業部と、みずほ証券投資銀行グループ内に新設した二つのコーポレートカバレッジ部が兼職部となり、両社からの職員合計約 50 名が兼職いたします。尚、これら二つの兼職部の所在は、みずほコーポレート銀行本店内となります。

兼職開始により、堅固な法令遵守体制の下、両社の連携を一層強化・深化させ、法人のお客さまに対し、銀行・証券の高度なソリューションの提供のみならず、みずほフィナンシャルグループの金融機能を総動員した、お客さまのニーズに最適な金融サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、みずほフィナンシャルグループのグローバルコーポレートグループを担う両社の英知を結集し、「業種・業界・市場のプロ」として、お客さまに評価され、信頼されるベストパートナーを目指してまいります。

以上